薬生水発0706第1号 令和5年7月6日

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公印省略)

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進に ついて

今般、令和3年度水道統計(公益社団法人日本水道協会)の管路更新に係る数値が算出され、導・送水管及び配水管の更新延長は4,723km(更新率0.64%)となった。近年、管路更新延長は減少(更新率は低下)傾向にあり、令和2年度から令和3年度にかけても同様に減少(低下)した(令和2年度の管路更新延長4,811km(更新率0.65%))。

水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)による改正後の水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)及び水道法施行規則の一部を改正する省令(令和元年度厚生労働省令第 57 号)による改正後の水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。)においては、水道施設の計画的な更新(法第 22 条の4)や、水道料金の3年から5年ごとの見直し(規則第 12 条)について規定されたところである。

ついては、水道施設の計画的な更新等に関する水道法の規定について改めて周知すると ともに、さらなる水道の基盤強化に向け、今後の厚生労働省における取組等について通知 する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等へ周知されたい。 なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 水道施設の更新・耐震化について

(1) 水道施設の更新・耐震化の状況

管路の経年化率は年々上昇しており、令和3年度の全国平均で22.1%となっているが、 一方で管路の更新率は0.64%に留まっている状況にあり、低下傾向が続いている。また、 基幹管路の耐震適合率については、令和3年度において41.2%(厚生労働省「水道事業に おける耐震化の状況(令和3年度)」(令和5年3月6日))と、依然として低い水準に留まっている。

以上の状況に鑑み、各水道事業者等におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状 況等から更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努められたい。

また、基幹施設の耐震化率については、浄水施設が 39.2%、配水池が 62.3%であった (同上) が、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の趣旨を踏まえ、 水道施設の強靱化に関する目標達成に向けた取組を鋭意推進していただくようお願いする。

(2) 水道施設の計画的な更新及び収支の見通しについて

厚生労働省では、従前より、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に 関する手引き」等により、アセットマネジメントの実施をお願いしてきた。また、アセットマネジメントへの取組状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査 項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。

今後の立入検査では、アセットマネジメントの取組状況について引き続き確認するとともに、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し(規則第 17 条の 4)となっているかといった、水道施設の計画的な更新への取組状況等についても確認する予定である。また、水道事業等の変更に関する認可の申請の機会を捉えて、アセットマネジメントに関する取組状況について確認する予定である。

なお、更新需要の算出にあたっては、これまで当省がとりまとめた「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成23年12月)」を参考にする場合があったと考えられるが、本資料作成時に比べ物価や労務費が変動していることから、今後本資料を活用する場合には、物価の変動等の経済状況や現場条件等を考慮するよう注意されたい(別添「令和4年度全国水道関係担当者会議資料」(抜粋)も参考のこと)。

また、各都道府県におかれては、立入検査や認可等の事務を実施するにあたって、上記の点に留意し、アセットマネジメントの取組や見直しを行うよう、貴管下の水道事業者等へ助言・指導されたい。

第2 資産維持費を含む適正な水道料金の設定について

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある(法第14条第2項第1号)。同号に係る技術的細目(規則第12条)として、地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があると規定されている。なお、資産維持費の定義は平成30年改正水道法において「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と定められた。

各水道事業者におかれては、資産維持費や、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを

行うこととされていること(規則第12条第2号~第4号)等を含め、水道料金に関する水道法令等の規定について改めて確認されたい(資産維持費に関する詳細は、別紙1及び別紙2を参考のこと)。

厚生労働省では、従前より、水道料金の設定方法や、経営状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。今後の立入検査では、これらに加えて、長期的な収支の試算(規則第 17 条の 4 第 1 項)を行った場合にあっては、当該試算に基づいた料金設定となっているか等の確認を新たに実施することで、水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化する予定である。

なお、令和5年度生活基盤施設耐震化等交付金(水道に関する事業に限る)要望書作成要領に示したとおり、今後一定の経過期間を設け、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通しがなされており(規則第17条の4)、これに基づいて設定された水道料金(規則第12条第2号)を踏まえた財政収支の見通しがなされているもの<u>(アセットマネジメントの水準がいわゆる4D相当</u>)であることを、交付金要望の要件とする予定であるので留意すること。

各都道府県におかれては、上記の点に留意し、貴管下の水道事業者等の経営状況を把握 し、適正な水道料金の設定を行うよう、指導・監督されたい。

第3 その他の留意事項

- ・工事量の減少は、地域で水道施設に係る工事を請け負う作業員等の減少にもつながる。 今後、施設更新需要が増大していくことを踏まえ、毎年、一定の工事量を確保してい くことが重要である。
- ・人口が減少し、既存の施設規模は過大となっていくと考えられることから、都道府県が策定した水道広域化推進プランを考慮しつつ、事業統合や経営の一体化のほか、水道施設の規模及び配置の適正化について、引き続き検討すること。

以上

(参考)

○水道法(昭和32年法律第177号)(抄)

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

(以下略)

(水道施設の計画的な更新等)

第二十二条の四 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要 に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

○水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)(抄)

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を 経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費 用の合算額
- ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。
- 三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

- 2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の 損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は 改造(当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出する ものとする。
- 3 前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化 並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。
- 4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。